

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年の診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を提供いたします。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

**訪問看護医療 DX 情報活用加算 5 点（50 円）※ 令和 8 年 2 月 1 日より算定開始
(3 割負担の場合 15 円/月)**

こちらの加算に対する当ステーションでの取組内容は以下の通りです。

記

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求いたします。
2. 医療保険情報をオンライン資格確認にて行う体制を導入いたします。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することでより質の高いサービス提供を行います。
 - (1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施いたします。
 - (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を実施いたします。
4. 上記の掲示事項についてウェブサイトに掲載しております。

個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適せつな管理を行い、利用者への看護サービス提供以外の目的に使用しません。

以上